

(三) 通所による入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設 通所による入所定員の数に当該通所による入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超えない場合

平成二十年四月一日以降

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設の過去三月間の通所による障害児の数の平均値が通所による入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合

(2) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設の日々の通所による障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合

(一) 通所による入所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児通園施設 通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超えない場合

五 指定重症心身障害児施設(指定施設基準第一号第十二号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)において指定施設支援法第七号第七項に規定する重症心身障害児施設をいう。以下この号において同じ。)を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における重症心身障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める重症心身障害児施設給付費の算定方法
(1) 入所定員が五十人を超えない指定重症心身障害児施設 一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百を乗じて得た数を超える場合	障害児施設給付費の算定方法に百分の七十を乗じて得た単位数を費用額算定基準の例により算定する。
(2) 入所定員が五十人を超える指定重症心身障害児施設 一日の障害児の数が、入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合	障害児施設給付費の算定方法に百分の七十を乗じて得た単位数を費用額算定基準の例により算定する。

○厚生労働省告示第五百六十七号

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号)に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号)別表障害児施設給付費単位数表(以下「障害児施設給付費単位数表」という。)第1の1の知的障害児施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準 次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合又はチに該当する場合

イ 障害児施設給付費単位数表第1の1の注4のイ又はロの規定に該当する知的障害児(以下「重度知的障害児」という。)が二十人以上の建物(以下「重度知的障害児入所棟」という。)であつて、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「最低基準」という。)(第四十八条において準用する同令第四十一条に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂(配膳室を含む。以下同じ。)、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の仕事に要する部屋並びに当該重度知的障害児入所棟に併設する重度知的障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度知的障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合)には設けなければならないこと。

ロ 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、最低基準第四十八条において準用する同令第四十一条第二号の規定にかかわらず、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。

(1) 一室の定員は、四人を標準とする。

(2) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けること。

(3) 障害児一人当たりの床面積は、収納設備を除き、三・三平方メートル以上であること。ただし、(2)の場合において一人用居室の一室の面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の面積は九・九平方メートル以上とする。

ハ 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とする。

ニ 重度知的障害児入所棟は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

ホ 重度知的障害児入所棟は、原則として重度知的障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とする。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。

ト 重度知的障害児専用の屋外の遊び場は、重度知的障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園に工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度知的障害児の安全な監視に必要な相等の設備を設けること。

チ 当分の間、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)(第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))の市長を含む。以下同じ。)が適当と認められた施設については、この号に定める施設基準を満たすものとみなすことができるものとする。

二 障害児施設給付費単位数表第1の1の知的障害児施設給付費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	週に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破壊	週に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日

食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

三 障害児施設給付費単位数表第1の1の知的障害児施設給付費の注6の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからホまでに掲げるいずれにも該当する場合
 イ 指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号。以下「指定施設基準」という。）第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症児施設（同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児の診療に相当の経験を有する医師を一名以上配置すること。
 ロ 指定施設基準第三条第一項又は第五項に定める職員の数に加えて、常勤の児童指導員を二名（加算の対象となる障害児の数が四を超える指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設にあつては、二名に、当該加算の対象となる障害児の数が四を超えて二又はその端数を増すことに一名を加えて得た数）以上配置すること。
 ハ 心理療法を担当する職員を一名以上配置すること。
 ニ 加算の対象となる障害児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。
 ホ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

四 障害児施設給付費単位数表第1の3の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準
 次のイ及びロに掲げるいずれにも該当する場合
 イ 原則として、当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設（指定施設基準第一条第三号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症児施設（以下「指定知的障害児施設等」という。）と同一の敷地内に、自活訓練（障害児施設給付費単位数表第1の3の注1に規定する自活訓練をいう。以下同じ。）を実施するための独立した建物を確保すること。
 ロ 自活訓練加算の対象となる障害児（次号において「加算対象児」という。）の居室が、次の(1)及び(2)に掲げるいずれの基準にも適合すること。
 (1) 原則として個室とすること。
 (2) 通常の家庭生活に必要な設備を設けること。

五 障害児施設給付費単位数表第1の3の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練
 次のイからロまでに掲げるいずれにも該当する場合
 イ 六月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。
 ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

六 障害児施設給付費単位数表第4の1の肢体不自由児施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準
 次のイ又はロのいずれかに該当する場合
 イ 障害児施設給付費単位数表第4の1の注4のイ又はロの規定に該当する肢体不自由児（以下「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「肢体不自由児施設重度病棟」という。）であつて、最低基準第六十八号に定めるもののほか、次の(1)から(10)に掲げるいずれにも該当すること。
 (1) 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル（一・五坪）以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮して設けること。
 (2) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては肢体不自由児施設重度病棟以外の病棟等にある設備を使用することができ、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。
 (3) 肢体不自由児施設重度病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮して設けること。
 (4) 肢体不自由児施設重度病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性にかんがみ、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
 (5) 肢体不自由児施設重度病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性にかんがみ、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
 (6) 肢体不自由児施設重度病棟は、原則として、一般病棟（肢体不自由児施設重度病棟以外の病棟をいう。以下同じ。）の入所定員が五十人以上である病棟を有する指定肢体不自由児施設（指定施設基準第一条第十号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。）に設置するものとする。
 (7) 肢体不自由児施設重度病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
 (8) 肢体不自由児施設重度病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
 (9) 肢体不自由児施設重度病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
 (10) 肢体不自由児施設重度病棟は、原則として一般病棟と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
 ロ 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものみなすことができるものとする。

七 障害児施設給付費単位数表第5の1の肢体不自由児施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準
 次のイからロまでに掲げるいずれにも該当する場合
 イ 六月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。
 ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

八 自活訓練計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児及び施設給付費決定保護者（法第二十四条の三第六項（法第六十三号の三の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する施設給付費決定保護者をいう。）に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
 ニ 個人ごとの訓練記録を作成すること。
 ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。
 ヘ 加算対象児の家族、事業主、養護学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるように努めること。
 ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定知的障害児施設等にあつては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。
 六 障害児施設給付費単位数表第4の1の肢体不自由児施設給付費の注4の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当する場合
 イ 障害児施設給付費単位数表第4の1の注4のイ又はロの規定に該当する肢体不自由児（以下「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「肢体不自由児施設重度病棟」という。）であつて、最低基準第六十八号に定めるもののほか、次の(1)から(10)に掲げるいずれにも該当すること。
 (1) 重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル（一・五坪）以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮して設けること。
 (2) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては肢体不自由児施設重度病棟以外の病棟等にある設備を使用することができ、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。
 (3) 肢体不自由児施設重度病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮して設けること。
 (4) 肢体不自由児施設重度病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性にかんがみ、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
 (5) 肢体不自由児施設重度病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性にかんがみ、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
 (6) 肢体不自由児施設重度病棟は、原則として、一般病棟（肢体不自由児施設重度病棟以外の病棟をいう。以下同じ。）の入所定員が五十人以上である病棟を有する指定肢体不自由児施設（指定施設基準第一条第十号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。）に設置するものとする。
 (7) 肢体不自由児施設重度病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
 (8) 肢体不自由児施設重度病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
 (9) 肢体不自由児施設重度病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
 (10) 肢体不自由児施設重度病棟は、原則として一般病棟と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
 ロ 当分の間、都道府県知事が適当と認めた施設については、この号に定める施設基準を満たすものみなすことができるものとする。

○ 厚生労働省告示第五百六十八号
 児童福祉法に基づく指定施設支費に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

七級地	知的障害児施設支援	知的障害児通園施設支援	盲ろうあ児施設支援	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千三十三
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千三十七
				当該施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十六
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十七
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十九
				指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千三十七
				指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定医療機関において行う場合	千分の千
				指定肢体不自由児療護施設において行う場合	千分の千三十七
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千二十八
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千三十一
七級地	知的障害児施設支援	知的障害児通園施設支援	盲ろうあ児施設支援	指定第二種自閉症児施設において行う場合	千分の千三十一
				指定第一種自閉症児施設において行う場合	千分の千
				当該施設が単独施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千二十八
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千二十八
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千三十一
				当該施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十一
				当該施設が単独施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十一
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千三十一
				当該施設が単独施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千三十一

九級地	知的障害児施設支援	知的障害児通園施設支援	盲ろうあ児施設支援	肢体不自由児施設支援	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十一
					指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千三十一
					指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設又は指定医療機関において行う場合	千分の千
					指定肢体不自由児療護施設において行う場合	千分の千三十一
					当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千二十二
					当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千二十五
					当該施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千二十四
					当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千二十五
					当該施設が単独施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千二十六
					当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千二十六
八級地	知的障害児施設支援	知的障害児通園施設支援	盲ろうあ児施設支援	肢体不自由児施設支援	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千三十二
					当該施設が単独施設又は主たる施設である指定盲児施設において行う場合	千分の千三十一
					当該施設に併設する施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十一
					当該施設が単独施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千三十一
					指定難聴幼児通園施設において行う場合	千分の千三十一
					指定第一種自閉症児施設において行う場合	千分の千
					指定第二種自閉症児施設において行う場合	千分の千二十四
					当該施設に併設する施設が主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千二十五
					当該施設が単独施設又は主たる施設である指定知的障害児施設において行う場合	千分の千二十五
					当該施設が主たる施設である指定ろうあ児施設において行う場合	千分の千二十四

その他	知的障害児施設支援 知的障害児通園施設支援 盲ろうあ児施設支援 肢体不自由児施設支援	指定肢体不自由児施設、指定肢 体不自由児通園施設又は指定医 療機関において行う場合 指定肢体不自由児療護施設にお いて行う場合	千分の千 千分の千六
-----	---	---	---------------

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七十七条第三項から第七項まで及び児童福祉法に基づく指定障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十八号）第一条第一号から第十三号までに定めるところによる。

一 前号の地域区分に属する地域は、次に掲げる地域区分に属し、それぞれ次に定めるところとする。
イ 一級地 人事院規則九一四九（地域手当）附則別表第二（以下「一級地区分表」という。）の支給割合が百分の十三とされている地域

ロ 二級地 級地区分表の支給割合が百分の十一とされている地域
ハ 三級地 級地区分表の支給割合が百分の十とされている地域並びに東京都のうち小金井市及び神奈川県のうち逗子市

ニ 四級地 大阪府のうち岸和田市及び忠通町
ホ 五級地 級地区分表の支給割合が百分の七とされている地域
ヘ 六級地 級地区分表の支給割合が百分の六とされている地域（二の地域を除く。）

ト 七級地 級地区分表の支給割合が百分の五とされている地域
チ 八級地 級地区分表の支給割合が百分の四とされている地域並びに福岡県のうち北九州市、埼玉県のうち狭山市並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市

リ 九級地 級地区分表の支給割合が百分の三とされている地域並びに埼玉県のうち蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、大井町及び三芳町、東京都のうち東久留米市及び東大和市、神奈川県のうち座間市、綾瀬市及び寒川町、京都府のうち長岡京市、大阪府のうち松原市、大東市及び摂津市並びに広島県のうち府中町

ヌ 十級地 級地区分表の支給割合が百分の二とされている地域
ル 十一級地 級地区分表の支給割合が百分の一とされている地域並びに北海道のうち小樽市、神奈川県のうち伊勢原市、静岡県のうち熱海市及び伊東市、兵庫県のうち川西市、山口県のうち下関市並びに福岡県のうち久留米市及び飯塚市

ヲ その他 イからルまでに掲げる地域以外の地域
三 前号に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

○厚生労働省告示第五百六十九号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
第一号中「第百二十三号」の下に「以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。
第四号の次に次の一号を加える。

五 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採らうとする精神病院にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。
イ 当該措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

ロ 当該精神病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に依りて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

○厚生労働省告示第五百七十号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。
○厚生労働省告示第五百七十一号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項第三号の規定に基づき、障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百七十二号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八号第三項第三号の厚生労働大臣が定める額
○厚生労働省告示第五百七十三号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百七十四号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように掲げる告示は廃止する。

第一 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年厚生省告示第百七十一号）
第二 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年厚生省告示第百八十七号）

一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
三 区分一 区分二及び区分三に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度

○厚生労働省告示第五百七十五号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百七十六号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百七十七号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百七十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百七十九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十一号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十二号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十三号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十四号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十五号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十六号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
○厚生労働省告示第五百八十七号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。